

町政を問う！



平野和生議員

箱わなに対する助成を

問 イノシシの捕獲に関して、くくりわなのワイヤー、箱わな等の無償貸与など、手厚い助成を行っている。手厚い助成を行っている。くくりわなのワイヤー、箱わな等の無償貸与など、手厚い助成を行っている。

イノシシの駆除を行っている人の中には、ワイヤー等によりくくりわなを得意とする人や、箱わなを得意とする人がいる。箱わなは、一人につき1基だけの貸与になっているが、上限を決めて、2基目以上作りたい人に補



助金の交付をお願いしたい。

答 箱わなによるイノシシの捕獲数は、平成30年度2,252頭の内、2割の450頭を占めるようになり、数年前と比べ大幅に増加している。

大島郡猟友会の会員もここ数年は増加傾向にあり、特に新規農業就業者等の若い世代の会員の増加が見受けられ、現在は129名となっている。

町の箱わなの所有数は、本年12月1日現在87基であり、81基が貸出し中であるが、自己負担でわなを購入設置している会員もいるのが現状である。

このような意欲を持った会員のためにも、自己負担による箱わな購入における補助も必要ではないかと考えており、今後、大島郡猟友会や関係部署とも協議しながら、捕獲資材全般における助成について、見直し検討していきたいと思っている。

喫煙ルームの設置を

問 数カ月前くらいから、庁舎においては喫煙場所が極端に少なくなった。

庁舎の中か外に、最低1カ所、雨がしのげる場所に喫煙ルームを設置するよう望む。

答 先ず、役場庁舎等における喫煙場所の設置に関しては、平成30年7月に交付された、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）により、学校、児童福祉施設、病院・診

療所、行政機関の庁舎等については、2019年（令和元年）7月から、敷地内禁煙とすることが義務付けられているところである。

ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所であれば、例外的に喫煙場所を設置することが出来ることとされているが、本町においては「健康づくり」を重点政策の一つに掲げ、「第2期周防大島町健康増進計画」に基づき、様々な施策を実施していることから、庁舎の中での喫煙はもとより、屋外に喫煙ルームを設置することについては適切ではないと考える。

